

平成25年8月29日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、17都道府県の27人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。7月24日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 17都道府県27人

(東京都2、神奈川県3、栃木県1、埼玉県1、大阪府4、京都府1、兵庫県2、和歌山県1、愛知県1、静岡県2、福井県1、三重県1、広島県2、岡山県1、山形県1、青森県2、北海道1)

数字は人数

※ 栃木県での強制執行の申し立ては初

※ 予告は平成25年7月24日までに実施済み